

事務連絡
令和5年1月26日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属
学校事務主管課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属
学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条
の解釈について（その2）（周知）

この度、厚生労働省から、医療機関以外の場で医行為であるか否かの判断に疑義が生じることの多い行為であって、原則として医行為ではないと考えられるものについて、別添のとおり通知がありました。

については、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否かを判断する際の参考としていただきますようお願いいたします。

このことについては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課においては、所管の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、十分周知するようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線 3967）